

## 会議の公開について

### 1 情報公開条例に基づく会議公開の原則

#### (1) 会議の公開

三田市情報公開条例に基づき、市長等が置く附属機関が行う会議については、原則公開になります。当委員会は、市長の附属機関であり、会議の公開が義務づけられます。

ただし、公開することにより、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」等の場合は、委員会の決定により非公開とすることができます。

#### (2) 会議録の公開

会議録は、情報公開条例に基づき、非公開情報を除いて公開されます。

### 2 本日の会議の公開・非公開の取扱いについて

次第中、「2 議事-(2)まちづくり提案に対する審議について-⑦意見のまとめ及び答申について」に係る会議の公開の取扱いについて（協議）

#### <三田市情報公開条例抜粋>

第 30 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 第 7 条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 省略

⇒第 7 条第 5 号 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの